



A SEED JAPAN
Action for solidarity, equality, environment, and development

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-4-23
Tel: 03-5366-7484 Fax: 03-3341-6030
Email: info@aseed.org URL: www.aseed.org

報道関係者各位

生物多様性条約 COP10 重要課題

ABS(遺伝資源へのアクセスと利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分)の議定書に関する

記者懇談会開催のお知らせ 場所：環境省記者クラブ

国際青年環境 NGO A SEED JAPAN は 5 月 24 日、『遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書原案 改訂版(以下『ABS に関する議定書原案』)』に対して、環境省、外務省、経済産業省の大臣等宛てに提言書を送付しました。

『ABS に関する議定書原案』は、2010 年 3 月 22 日から 28 日に渡ってコロンビア・カリで開催された生物多様性条約第 9 回 ABS 作業部会で作成されたものです。この議定書原案が、今後の交渉の土台となることについては、日本政府をはじめ多くの締約国からの賛同を得ており、2010 年に愛知県名古屋市で開催が予定されている生物多様性条約 COP10 にて、採択されることが期待されています。

つきましては、環境省記者クラブにて記者懇談会を開催する予定です。ABS に関する交渉の現状と、A SEED JAPAN からの提言について解説し、記者の皆様と意見交換したいと思います。ぜひご参加ください。

【開催概要】 日時：6 月 14 日(月) 14:00~15:00 場所：環境省記者クラブ

参考：『ABS に関する議定書原案』について A SEED JAPAN は主に以下の 3 点を提言しています。

1. 原産国への利益配分

議定書案では、利益の配分先が「提供国」となっているため、先進国の植物園やジーンバンクなどに多くの利益が配分される一方、生息域内で遺伝資源を保全している途上国などには十分に利益が配分されない可能性があります。私たちは議定書において原産国へ利益配分することを推奨するよう提案しています。

2. 地域住民や先住民族らの権利保証

私たちは、地域住民や先住民族のルールを尊重し、伝統的知識に関する権利保証するためには、より実践的な処置をとることが必要であると考えます。

3. 議定書の遵守のためのしくみづくり

議定書が議定書として効力を発揮するか否かはその遵守体制にかかっています。遺伝資源の国を超えた移動を追跡し、遵守を確保する仕組みが必要です。

詳しくは、『名古屋 ABS 議定書に対する NGO 提言』をご参照ください。

URL: http://www.aseed.org/abs/ngo_teigen.pdf

問い合わせ：国際青年環境 NGO A SEED JAPAN 生物多様性の利用をフェアに！プロジェクト
TEL：03-5366-7484 E-mail：info@aseed.org (担当：小林、三本)